



日本共産党杉並区議会議員

くすやま美紀(樟山みき)活動報告

2023. 1. 19 NO. 365

連絡先 荻窪5-15-19-704

☎ 080-5531-8236

区議会控室 ☎ 3312-2111 (内) 2319




↑ホームページ

プレミアム率30%

杉並区プレミアム付商品券 販売始まる

商品券の概要

販売価格	1セット 5,000円 (額面6,500円分) 500円券13枚つづり (500円未満の利用の場合、釣銭なし)
販売限度額	1人8セット40,000円 (額面52,000円分)
利用期間	2月28日 (火) ~5月31日 (水)
申し込み方法	●インターネット 特設サイトから 2月9日までに申し込み ●郵送 はがきに、住所・氏名・年齢・電話番号・申し込みセット数、希望する購入場所の番号(第2希望まで)を書いて、2月3日までに、杉並区 プレミアム付商品券運営事務局 〒102-0074 千代田区九段南2丁目3番14号 靖国九段南ビル7階
購入方法	当選者には2月下旬に当選通知を送付。当選通知に記載された購入場所で期間内に購入。
取扱店舗	右の取扱店舗ステッカーを掲示している店舗。取扱店舗一覧は、「杉並区プレミアム付商品券特設サイト」(右下2次元コード)参照。 
注意点	●申し込みは1回限り。申し込み後に内容の変更は不可。 ●応募者多数の場合、当選セット数よりも少なくなることもや、抽選結果によっては購入できないこともある。

物価高騰対策として、昨年7月、共産党区議団も要望
杉並区は、原油価格・物価高騰対策
の一環として、区内店舗および区民生
活を支援するため、今月12日から、30
%のプレミアムが付いた「杉並区プレ
ミアム付商品券(紙商品券)」の販売
を開始しました。
プレミアム付商品券事業(紙での発
行を基本)については、日本共産党区
議団も、昨年7月に行った区長への申
入れのなかで実施を求めていました。
引き続き、物価高騰対策に区が全力
を尽くすよう求めていきます。

■詳細は、杉並区プレミアム付商品券特設サイト(右2次元コード)をご覧ください。

■問い合わせは、杉並区プレミアム付商品券コールセンターへ
☎ 03-4500-2720 (月~金曜日、3月第1・2土・日曜日)
午前8時30分~午後5時15分(祝日除く)



お困りごと・ご相談は、お気軽に上記連絡先まで、お電話ください

住民税非課税世帯等の臨時給付金の支給 申請は今月末まで 対象の方はお忘れなく！

国は、電力・ガス・食料品等価格高騰による負担軽減のための支援として、住民税非課税世帯等に臨時給付金を支給しています。また、杉並区は、国の対象外となった生活困窮世帯に対し、区独自の給付金を支給しています。今月末が申請締め切りです。対象の方は忘れずに申請してください。



詳細は、杉並区、ホームページ（右2次元コード）をご覧ください。

申請期限 **1月31日(火)**

問い合わせ **杉並区臨時給付金コールセンター**

支給金額 **1世帯当たり5万円**

☎**0120-378-233**

※1世帯1回限り、指定された口座に振り込みます。

(午前8時30分～午後5時15分〈土・日曜日、祝日を除く〉)

※窓口での相談は電話予約が必要です。

【支給対象】

■電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

- ①住民税非課税世帯（世帯全員がR4年度住民税均等割非課税である世帯）
- ②家計急変世帯（①に該当しない世帯のうち、予期せずR4年1～12月の収入が減少し、世帯全員がR4年度住民税非課税相当と認められる世帯）

■杉並区生活応援臨時給付金

- ③ ①②に該当しない世帯で、R4年度住民税均等割のみ課税の世帯

【手続き】

①と③の世帯には、区から申請書等を同封したお知らせが送付されています。必要事項を記入し返送。

②の世帯は区への申請が必要です。申請書兼請求書は、区ホームページから取り出せます。

高齢者のいきがい・活動の場 「ゆうゆう館」は存続を～杉並区に申し入れ



高齢者担当部長に申し入れ書を手渡す

1月5日、日本共産党杉並区議団は、岸本区長あてに「ゆうゆう館の再編に関する申し入れ」を行いました。

前・田中区政のもとで、高齢者施設「ゆうゆう館」を廃止し、コミュニティふらっとへ機能移転する計画が進められてきました。岸本区政になり、廃止計画は一部見直しされましたが、天沼・高円寺南・方南の3館については、廃止計画が継続されたままとなっています。

申し入れでは、ゆうゆう館の廃止・コミュニティふらっとへの機能移転はいったん停止し、高齢者福祉の増進の観点で踏まえた検証と見直しを行うこと、廃止計画の3館について改めて住民説明会を行うことなどを求めました。

杉並区では、今後、高齢者人口の増加とともに単身高齢者世帯の割合が著しく増加する見込みで、老人福祉法13条で定める「老人福祉の推進のための事業」を担っているゆうゆう館（旧・敬老会館）の役割はますます重要になります。これからも、ゆうゆう館の存続と発展を求めています。